

会 議 録

会議名称	平成22年度 第3回 八尾市個人情報保護審議会	
開催日時	平成22年12月17日(金) 午後2時00分～3時40分	
開催場所	市役所本館 8階 第2委員会室	
出席者	委員	金谷会長 澤野副会長 小池委員 柏木委員 小林委員 荒木委員 天正委員 佐藤委員 東委員 山本委員
	事務局	村上理事 浅川次長 中西室長 式室長 辻本係長 大久保副主査 平峰非常勤嘱託
	実施機関	総務課 渡辺次長、北野係長 資産税課 近江課長補佐、丸山主査 市立病院企画運営課 鶴田次長、松倉課長補佐、小枝主任 資源循環課 西野課長補佐、上谷係長
欠席者(委員)	なし	
傍聴者	1名	
配布資料	事前	審議会資料
	当日	個人情報保護事務の手引
会議次第	1. 審議 I 実施機関からの諮問について II 実施機関からの報告事項について	

審議項目

1) 諮問事項

1. 国勢調査における住民基本台帳・外国人登録原票の利用事務に係る対象者の抽出について
2. 国税データ連携システムを利用した所得税資料の閲覧によって生じる、電子計算機処理を行う件について
3. 総合医療情報システムについて

2) 報告事項

1. 一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)の策定に係る市民意識調査について

審議状況（審議経過）

諮問事項 1 国勢調査における住民基本台帳・外国人登録原票の利用事務に係る対象者の抽出について

「事務・事業の内容」

この案件は、国勢調査における住民基本台帳・外国人登録原票の利用事務に係る対象者の抽出を行うもので、条例第8条第1項に該当するものである。

事務の概要は、本年の国勢調査は、我が国が本格的な人口減少社会となって実施する最初の国勢調査であり、その結果は今後の行政を行う上で重要な資料となることから、従来にも増して精度の高い統計の提供が期待されているとともに調査結果の迅速な公表・提供が求められている。このため、審査事務を円滑に行うべく国勢調査令第12条第3項に定める調査票の審査事務に際し、住民基本台帳及び外国人登録原票の記載事項と突合を行い、補正を行うものである。

情報の収集方法は、ホストコンピューターに記録されている住民基本台帳及び外国人登録原票のデータベースから、市内在住の全世帯データのうち必要な情報を収集するもので、利用項目は、住民基本台帳及び外国人登録原票のデータベースから、「住所」、「氏名」（外国人の場合は通称名）、「男女の別」、「世帯主との続柄」、「出生の年月」及び「国籍」である。対象者及び件数は、本年9月30日現在の八尾市の全世帯118,640世帯である。

電子計算機の利用が必要な理由は、総務省統計局より精度の高い統計結果が求められており、国勢調査によって提出された調査票と住民基本台帳または外国人登録原票の突合作業の実施について指導があった。処理形態は、ホストコンピューターによるバッチ処理であり、利用開始時期は、平成22年12月下旬を予定している。

個人情報保護対策は、統計法第40条第3項に、提供された行政情報には統計調査の目的以外の目的のために利用、提供はしてはならない、また、同法第43条に、業務に関し知り得た秘密は漏らしてはならないと規定されており、同法を順守し、紙媒体で提供された書類は利用期間中の勤務時間外は施錠保管を行い、利用期間終了後はただちに焼却処分を行う。

「審議の要点・審議会の意見等」

ア 審議会資料に基づき事務局より事務内容の概要の説明報告を行う。

イ 委員の質問・意見

- ・何をしたいのか。簡単に説明して欲しい。
- ・「氏名及び男女の別」、「世帯主との続柄」、「出生の年月」、「国籍」、「世帯員の数」を補足するということか。
- ・何のためにこういう調査をするのかという声がよくあるが、国は何のためにするのか。
- ・実際に住んでいるのが1人で、住民票では2人になっているなどの場合は、どうするのか。
- ・利用項目には住所とあるが、調査票の項目にはない。また世帯員の数は調査票にはあるが、利用項目にはない。どういうことか。
- ・突合はやむを得ないと思うが、プライバシーは守って作業して欲しい。

ウ 実施機関の説明

- ・何度訪問しても会えない人は、聞き取り調査をしている。少なくとも氏名と性別は、国の方でも補足して欲しいとのことである。
- ・必要項目を提供して欲しいと国、府から指導があった。氏名及び男女の別、世帯主との続柄、出

生の年月、国籍、世帯主の数の部分は、少なくとも補足して欲しいということである。

- ・人口や世帯などから主なものとして、選挙区、交付金の割り当てなどに利用される。
- ・調査の拒否などで、家族構成がはっきりしない場合は、住民基本台帳や外国人登録原票を見て補記するということになる。あくまでも国勢調査は実態調査であり、調査票を重視して処理する。
- ・調査世帯一覧という名簿があり、調査する人の住所が載っている。調査票の、調査区番号や世帯番号がそれに対応している。世帯員の数については、世帯員全員の記載をしてもらっているが、人数に誤りがあった場合に世帯員の数を訂正する。
- ・職員は職務としてプライバシーを厳守する。また、非常勤職員も国家公務員なので大丈夫であるとする。

「結論」

諮問事項 1 について、審議会は承認。

諮問事項 2 国税データ連携システムを利用した所得税資料の閲覧によって生じる、電子計算機処理を行う件について

「事務・事業の内容」

この案件は、国税データ連携システムを利用した所得税資料の閲覧によって生じる、電子計算機処理を行うもので、条例第 8 条第 1 項に該当するものである。

地方税法第 354 条の 2 の規定の改正に伴い、平成 23 年 1 月より、国税庁から指定機関（社団法人 地方税電子化協議会）を経由して地方団体（市町村）へ電子データが送信されることになる。これに伴い、固定資産税（償却資産）の課税事務を行う際に、国税連携システムを用いて国税（所得税）の課税資料（確定申告書）を閲覧するものである。

本市では、地方税法第 408 条の規定に基づき、八尾市内において事業の用に供する資産を所有する者に対して固定資産税（償却資産）の実地調査を実施している。

この実地調査の一環として、所得税又は法人税に関する書類の閲覧を実施している。

所得税の書類の閲覧については、資産税課の職員が所管する税務署に出向き、固定資産税の課税に必要な項目について所得税青色申告決算書、所得税収支内訳書の必要な項目を複写する。その後、資産税課において固定資産税の課税内容と照合の上で、必要に応じて所有者に対して申告の修正等を求めるものである。

対象者としては、八尾市内において事業の用に供する資産（例：工場の機械装置、店舗の内装、共同住宅の外構、航空機、車両運搬具、パソコンなどの備品）を所有している所有者。なお、平成 20 年度分の八尾税務署（所轄区域：八尾市、柏原市、松原市）への申告所得税の申告者数は、84,447 人となっている。

収集する個人情報、所得税の納税義務者の整理番号、住所、氏名、生年月日等であり、最大 70 項目となっている。

法改正に伴い、平成 23 年 1 月より、国税庁から指定機関（社団法人 地方税電子化協議会）を経由して地方団体（都道府県及び市町村）へ電子データが送信されるようになったため、これを活用した閲覧業務を実施することとなる。

なお、国税連携システムの団体間回送機能を利用することにより、八尾税務署以外に提出された申告データについても閲覧することが可能となる。他市町村へデータの回送を依頼することにより閲覧が可能となるため調査が容易になる。また、他市町村から地方税法第 20 条の 11 の規定によ

り協力要請があった場合、本市へ文書での照会を求めた上で閲覧に応じる予定である。

処理形態及び方法は、所得税の確定申告書のうち個人事業者で減価償却費を計上している者を抽出し、本市の償却資産の課税内容と照合することにより、税務署での作業を省略し、対象事業者の絞込み作業についてシステム上で行うことによって、事務の閲覧業務の効率化をめざす。また、必要に応じて同システムの電子データをテキストファイル等にて抽出した上で、本市の固定資産税システムへ投入し、宛名番号等との照合及び課税計算、帳票出力などを行う。なお、利用開始時期は、平成23年1月以降を予定している。

個人情報保護対策は、データの送受信及び操作については、eLTAシステムを通じて資産税課に設置する専用のパソコンを用いて行い、地方税電子化協議会及び他団体との間の回線は、LGWANを利用する。また、国税連携システム用の端末については市内LANには接続せず単独で運用するとともに、パスワードによる従事者制限を実施する。

また、情報システム室とのデータのやりとりについては、MO等の電子媒体を用いて行い、必要に応じて紙出力を実施するが、この場合は課税台帳等と同様に施錠されたロッカー等に保管する。

「審議の要点・審議会の意見等」

ア 審議会資料に基づき事務局より事務内容の概要の説明報告を行う。

イ 実施機関からの補足説明

- ・手書き申告書分はパンチ入力する。地方税電子化協議会で各市町村に分類し、APSを通じてデータを送られる。データで受けることにより課税客体の捕捉が容易になる。

ウ 委員の質問・意見

- ・「国税連携システム導入に伴い収集する個人情報等」の一覧は何か。
- ・税務署が住所地に送ってくるということか。
- ・業務の軽減が図れるということだが、具体的にはどのぐらいか。運用やパソコンの設置などの投資額は。

エ 実施機関の説明

- ・税務署から送られてくるデータで、償却資産の課税に必要なデータの一覧である。市が持っている内容と税務署の内容を突合し、点検する。
- ・今までどおりのものもあるが、それ以外は送ってもらう。地方税電子化協会が振り分けをしている。八尾市に事業所を持ち、住民票が東大阪市にあった場合、八尾市が固定資産税をかけるときに東大阪市に依頼をし、東大阪から国税連携の資料を送ってもらう。
- ・資料の閲覧は、確定申告の締め切りが3月15日で、整理後の5月頃に閲覧の許可が出る。一週間程度の期間で職員3～4人で資料を集め、1ヶ月間かけて償却資産申告データと照合し、合わない人にお伺いしている。費用は、パソコンが6万、プリンタが性能のいいものになるので20万円程度である。

「結論」

諮問事項2について、審議会は承認。

【**諮問事項3**】 総合医療情報システムについて

「**事務・事業の内容**」

この案件は、市立病院総合医療情報システムの保守管理に関してリモートメンテナンスを利用するというもので、条例第8条第1項に該当するものである。

八尾市立病院では、新病院開院を機に維持管理・運営事業をPFI事業で実施しており、総合医療情報システムの運営、保守管理業務はその一部としてPFI事業者が行っている。

昨年度、第三者の視点で病院PFI事業の検証のため、実態調査・分析を実施した。その結果、総合医療情報システムの運営、保守管理業務に対しては、技術者による24時間365日という手厚い常駐体制が必要かどうか事業手法の再検討が必要であるとの指摘があった。

これを受け、他病院の状況を参考にして院内での常駐によるメンテナンス体制を見直し、外来診療などシステム稼働率が高い平日昼間は技術者の常駐を維持する一方、主な利用部門が救急外来などに限定され、全体として稼働率が低い休日・夜間はリモートメンテナンスによる対応を行うこととする。

リモートメンテナンスとは、システム事業者が設置するサポートセンターに技術者を24時間常駐させ、システム障害が発生した場合は通信回線を経由してシステム障害の対応業務を行うものである。このサービスの利用により技術者の常駐によることなく、システム障害に対して迅速かつ的確な対応が期待され、円滑な診療に寄与できるものである。

医療情報システムを含む業務システムは標準化、パッケージ化が進展し、各ユーザーがほぼ同一仕様のシステムを使うようになってきている。それに伴い、障害原因の切り分けについては、ユーザーのトラブル情報が集積するサポートセンターの技術者を活用する方が、個別ユーザーに常駐する技術者に依頼するより効果的になっている。八尾市立病院と同じシステム事業者のシステムを採用している近隣の公立病院でも既に利用実績がある。一方、技術者の常駐は現場での実作業を伴う障害対応を迅速に行うには必要であり、当院では双方を併用してシステムの安定運用を確保する。

なお、サポートセンターによる復旧作業の内容は、現在院内に常駐している技術者が行う手法と同様である。障害発生連絡を受けたサポートセンター担当者は、その内容やサーバの稼働状態を記録したデータから原因を特定し、電話での指示によって解決できる場合は、病院職員に端末操作を指示して障害状態を解消する。電話対応では解決しないと判断した場合は、異常終了した業務プログラムの再起動を行うなど、必要となる復旧作業を行う。

利用する個人情報の項目に変更は無く、利用開始時期は平成23年5月を予定している。

セキュリティ対策は、システムの運営保守管理業務を行うPFI事業者およびその協力企業等に対しては、PFI事業契約書において八尾市個人情報保護条例第11条に規定する守秘義務に関する条項の遵守を定めるなど、個人情報等の漏洩を防止する。

また、八尾市立病院とサポートセンター間の通信回線のセキュリティ対策は、回線の両端に設置するルータの間でVPN（仮想の専用回線）を構成し、暗号化通信を行う。そのため、通信経路の途中で第三者に通信内容を傍受されることはない。また、サポートセンターでは、八尾市立病院専用にサポート端末を設置し、他の機器と回線が接続される事はない。

サポートセンターを設置する事業者はプライバシーマークの認定を受けており、個人情報保護を徹底している。センター内のセキュリティ対策としては、室内への入退室は静脈認証システムを用いて制限をかけるとともに監視カメラで入室者を記録するため、部外者がサポート端末を操作することは不可能である。また、担当者の入退室に際しては、カバンなど私物の持込を禁じているため、関係者といえども個人情報を持ち出すことはできない。

作業従事者の制限は、サポートセンターから八尾市立病院の機器を操作できる者を特定するため、システム事業者に対して担当者名簿を提出させる。サポートセンターからの操作においては、センター常駐の技術者に専用のIDを付与し、センターからの操作を特定できるようにする。センター内の端末は、病院内のサポート専用端末を中継して操作する方式をとるので、センター内端末に情報は残らない。

「審議の要点・審議会の意見等」

ア 審議会資料に基づき事務局より事務内容の概要の説明報告を行う。

イ 委員の質問・意見

- ・市立病院がパソコンを使ってデータを蓄積しているが、パソコンの故障した時に専門家が病院内に常駐し、対応している。夜間のニーズが低いのでサポートセンターで対応するということか。センターはどこか。
- ・PFIということだがどういうものか。
- ・昼間は常駐し、夜間はサポートセンターが対応するということか。
- ・救急の患者もいるので、回線のトラブルなど、瞬時に対応できるようなかたちをとってもらいたい。1時間かかるということだが、もっと早く対応してもらいたいという思いはある。
- ・常駐体制というのは、常時一人なのか。
- ・システム入れ替えということだが、投資額はいくらなのか。人数減になるが、どのくらい経費節減できるのか。

ウ 実施機関の説明

- ・サポートセンターは名古屋にある。
- ・官民共同事業である。土地も八尾のもので、ドクターなども公務員である。運営は民間がしている。
- ・現在の電子カルテは6年前に導入し、大幅にカスタマイズをしている。経年劣化のため、メンテナンスに手間がかかるということもあり常駐体制をとっている。集中管理をして、コストを安くする。汎用性の高い電子カルテを導入する。
- ・障害対応は、重大なものである場合、大阪にもスタッフがいるので夜間であっても1時間以内に来てもらえる。端末が止まっても、代替の機械はある。サーバーも二重になっている。患者さんに決して迷惑はかからない。
- ・昼間は2人で、午後8時から翌朝8時までの夜間は1人の体制である。
- ・リモートメンテナンスにするしないにかかわらず、電子カルテのシステムは6年経っているので入れ替えの時期である。基幹システム部分は3億5千万円であった。リモートメンテナンスにすると、管理コストが年に5千万円強削減になると見込んでいる。

「結論」

諮問事項3について、審議会は承認。

報告事項 1 一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の策定に係る市民意識調査について

「事務・事業の内容」

この案件は、資源循環課所管の「一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の策定に係る市民意識調査」についての報告で、条例第8条第1項の表4類型4に該当する報告である。

現在の「一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」の計画期間が平成23年までであり、次期計画を策定するにあたり審議会を開催しているが、市民のみなさんの意向を反映した計画にするため、基礎資料としてごみ（資源）に対する関心や満足度に関する意識調査を行うというもの。今回、市民アンケートの実施にあたり、送付用の宛名ラベルの作成を行った。

個人情報の利用項目は、住所、氏名、生年月日、性別で、対象者及び件数は、市内在住20歳以上の2,000件で、（男女各1,000件）内、外国人50件（男女各25件）である。

電子計算機処理が必要な理由は、閲覧用住民基本台帳等から手作業により転記することは、膨大な時間を必要とするとともに、転記誤りが発生するという問題点がある。そこで、ホストコンピューターに記録されている住民基本台帳及び外国人登録台帳を電子計算機処理することにより、正確かつ迅速に対象者の抽出が可能であるとともに効率的な事業の実施を行えるためである。

処理形態としては、ホストコンピューターを用いて住民基本台帳データベース及び外国人登録データベースから抽出プログラムを用いて、宛名シール及び一覧表を抽出する。利用時期は、平成22年10月1日である。

セキュリティ対策としては、出力された帳票の管理については、施錠できる保管庫に保管しており利用後切断して廃棄する。また、宛名シールについては、貼付後、速やかに郵送するなど個人情報の保護に万全を期した。

「審議の要点・審議会の意見等」

ア 審議会資料に基づき事務局より事務内容の概要の説明報告を行う。

イ 委員の質問・意見

- ・特に個人情報の観点から、アンケート内容に不適切なものはないか。

エ 実施機関の説明

- ・はい。

「結論」

報告事項1について、審議会への報告は終了。

その他 継続案件について（事務局報告）

人権政策課が平成22年度第2回個人情報保護審議会に諮問した案件は、法務局から市への依頼が取下げられたことにより、当該諮問を取り下げる旨の報告を事務局から行い、審議会です承された。